

諮問番号：諮問第 16 号

答申番号：答申第 16 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく保護費の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当であるとはいえず、審査請求人の主張の一部には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、処分の全部を取り消すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。審査請求人に不正受給の意図はなく、申告の漏れが多少あったとしても、勤務先の申告内容と審査請求人の申告内容が違いすぎて納得できない。また、勤務先が申告した給与総額は認める一方、勤務先が支払ったとしている交通費補助については必要経費として認めないことはおかしい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

法に基づく生活保護の実施に係る事務は法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点になることから、以下判断する。

(1) 審査請求人に係る収入の認定について

処分庁は、平成 25 年 11 月 12 日、審査請求人に対し、就労による収入を得た場合の法第 61 条に基づく届出義務について説明しており、それ以降、審査請求人は就労収入

を申告していることから、審査請求人は、同条に基づく届出義務について承知していたと認められる。

処分庁は、平成 27 年 9 月及び 10 月、法第 29 条に基づく勤務先等への調査の結果、審査請求人が申告金額以上の収入を得たことを把握した。それに対し、審査請求人は、勤務先が処分庁に回答したような額の収入を得ていない旨の主張をしている。

審査請求人の上記主張を受け、処分庁は、審査請求人及び代理人に対し、労働問題に関する関係機関へ相談するよう指導しているが、本件処分時まで、審査請求人らが相談を行った事実は認められない。また、処分庁に対し、審査請求人の主張を裏付ける資料も提出されていない。加えて、審査請求人においては、勤務先での就労開始報告や収入申告が遅れる、申告内容は正確でない可能性がある旨の発言がなされるなどの事実が認められる。

これらのことからすると、審査請求人の就労収入額は、審査請求人の申告額ではなく、処分庁が調査によって得た額であると認めざるを得ず、処分庁が、保護費の不当な受給があったと判断したことは妥当である。

なお、審査請求人は、処分庁が勤務先の申告を信用し、その申告が誤っている可能性を考慮しないことを不服とする旨の主張をしているが、処分庁は、法令に基づく調査の結果、審査請求人の就労収入額を把握しており、それが明らかに合理性のない金額でない限り、処分庁が、調査によって得た額を根拠に本件処分を行ったことを、違法又は不当ということはできない。

(2) 法第 78 条の適用について

審査請求人は、不正受給の事実はない旨の主張をしているが、審査請求人の過少申告については、法第 29 条に基づく処分庁の調査により判明したものである。これは、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)を元に構成された「生活保護手帳別冊問答集」(以下「問答集」という。)における法第 78 条を適用することが妥当である場合の例に該当する。

なお、審査請求人は、知的障害があり、物事の理解力に乏しいとされているが、上記(1)のとおり、審査請求人は、同条に基づく届出義務について承知していたと認められる。それにもかかわらず、審査請求人の申告額が、審査請求人の就労収入額として認められる額の一部であったことからすると、審査請求人は、申告額と受領額に差があることを認識していたと認めざるを得ない。

したがって、審査請求人は、法第 78 条にいう「不実の申請により保護を受け」と認められるので、処分庁が、同条に基づき保護費の徴収を決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

(3) 徴収決定額について

今回の徴収決定額は、処分庁が調査によって得た額（交通費補助を含む。）から、審査請求人の申告額を差し引いた額の全額となっている。このことは、法第 78 条を適用する場合、必要最小限の実費を除く不正受給額の全額について徴収対象とすべきとする問答集の規定に沿ったものであり、本件処分における徴収金額の決定について違法又は不当ということはできない。

審査請求人は、給与明細に「交通費補助」の記載があるにもかかわらず、処分庁が交通費を必要経費として認定しないのはおかしいという旨の主張をしているところ、処分庁は、審査請求人が収入申告書に必要経費を 0 円と記載していること、審査請求人がケースワーカーとの面談時に勤務先に送迎をしてもらっていると話したことを理由として、必要経費を認定していない。審査請求人の代理人は、勤務先による送迎の事実はないとも主張しているが、必要経費として認定されるのはあくまでも「実費」であり、審査請求人が必要経費を 0 円と申告し、実費負担を証明する資料も提出されていないことから、処分庁が、交通費を必要経費と認めなかったことを違法又は不当ということはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 3 月 6 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 5 月 16 日、6 月 6 日及び 7 月 18 日の審査会において、調査審議した。また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、当審査会の調査に対し、審査請求人の障害程度からその稼働能力に制限があるとの認識を持ちつつも、生活保護受給者の中には、稼働能力に制限があっても、所管する福祉事務所長が想定した稼働能力を超えて就労する者もいることから、審査請求人が、想定した稼働能力を超えて就労し、又はその障害に対する適職に従事したが、それを処分庁に届け出ず、不正に生活保護費を得たと判断して本件処分を行った旨回答した。

しかし、処分庁が認定した審査請求人の就労収入額の根拠となるものは、法第29条に基づく勤務先等への調査結果のみであり、その結果は、処分庁が審査請求人の障害程度から想定していた稼働能力と大幅に乖離しているとともに、審査請求人の申告内容とも相違している。そして、審査請求人の就労日数及び就労収入額の数字が平成26年1月から3月の3か月間だけ不自然に突出していることについて、処分庁としてはその理由を確認していない。

不利益処分である本件処分を行うに当たっては、処分庁においてその要件が存在することを確認すべきものであるが、本件処分については、審査請求人が知的障害を有していることから通常より更に慎重な対応が求められるところ、一件記録及び当審査会への回答に照らし、審査請求人の勤務先等への調査により入手した給与等支払証明書等の内容と審査請求人の申告内容が相違していることについて、処分庁が疑問を持ちこれについて十分な調査を尽くしたとはいえず、また、本件審査請求人にこの点について挙証を求めるのは適当ではないというべきである。そうすると、審査請求人の就労収入額についての処分庁の認定は、上述の事情に照らし、合理的なものであると認めることはできない。

以上のことから、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子